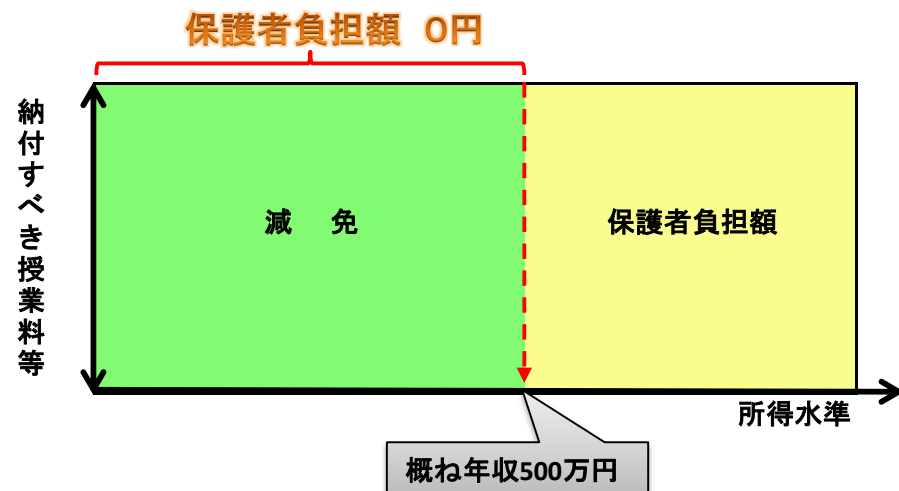


私立中学校における京都府の支援制度について

※令和6年度 予定



(この表は、一例を示したものです)

共栄学園授業料等減免制度の所得基準

	19歳未満の扶養親族の人数		授業料等減免基準額
	うち16歳未満	うち16歳以上19歳未満	
0人	0	0	135,500円未満
1人	0	1	154,000円未満
	1	0	171,100円未満
2人	0	2	172,600円未満
	1	1	189,500円未満
3人	2	0	209,000円未満
	0	3	193,000円未満
	1	2	215,500円未満
4人	2	1	230,000円未満
	3	0	244,500円未満
	0	4	221,700円未満
	1	3	236,500円未満
5人	2	2	251,000円未満
	3	1	265,500円未満
	4	0	280,000円未満
	0	5	243,000円未満
	1	4	257,500円未満
6人	2	3	272,000円未満
	3	2	286,500円未満
	4	1	301,000円未満
7人	5	0	315,500円未満

主催	制度	対象
共栄学園	授業料等減免制度	保護者が京都府在住
		内容(令和6年度)

- 基準額は右の表をご参照ください。
- 保護者負担額(授業料、教育充実費)が全額免除されます。
※奨学生に認定されている場合は奨学費に充当されます。
- 保護者が京都府内に住所を有する生徒が対象となります。
※保護者が京都府外在住の場合は対象なりません。

スケジュール(目安)

【6月上旬】案内→【6月下旬】認定→【7月】学費引落停止→【9月】納付済み学費の返金
※スケジュールはあくまで目安です。年度によっては前後します。

*保護者すべての「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額」の合計額で確認してください。

*扶養親族の年齢は申請時点から前年の12月31日現在で判断してください。

*この表は令和5年度実績です。次年度以降変更となる可能性があります。